

申請予定地と既存事業所等との相互離隔距離の確認と付近見取図の作成方法について

市街化調整区域において、小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所を立地する場合には、建設の手引き15頁に記載のとおり、次の立地要件を満たす必要があります。

1 立地要件

「予定建築物の敷地は、既存又は整備中（公募選定済み）の小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の敷地から250メートル以上離れていること。」

2 確認方法

付近見取図により予定建築物の敷地と既存又は整備中（公募選定済み）の事業所の敷地について、相互の離隔距離について確認を行います。次に示す付近見取図の作成要領を参考に図面作成し、事業計画書とともに介護事業指導課に提出のうえ、立地要件を満たしていることの確認を必ず受けてください。なお、その他詳細に関しては介護事業指導課に直接ご相談ください。

3 付近見取図の作成要領について

図面は次に示す付近見取図例を参考にA3判で作成し、図面の右肩に図面名称及び縮尺を記入し、北が上になるように作成してください。また、ベース図は最新の住宅地図又は地形図を使用してください。

なお、本図面は横浜市開発審査会付議の可否を判断するために使用しますので、縮尺、敷地範囲等を正確に作成するようにしてください。

付近見取図例

